

# 千葉県報

定例  
令和5年6月20日

第13847号

報 葉 県

千

令和5年6月20日(火曜日)

## 主要目次

告示	一	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一
告示	一	道路区域の変更(二件)	一
告示	二	道路の供用開始(三件)	二
公安委員会告示	二	公安委員会告示	二
警備員指導教育責任者講習の実施(二件)	二		二
警備員等の検定の実施	五		五
公告	五	土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧	五
公告	六	令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の設計製図の試験に係る試験場所の変更	六
監査委員公告	六	監査の結果に係る措置の内容の公表	六
特定調達公告	六		六
入札公告(四件)	六		六

## 告示

**千葉県告示第二百三十七号**  
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。  
 なお、当該区域の一部は、土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号に該当する区域である。  
 令和五年六月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 山武郡横芝光町木戸台字下笠松三〇一番二の一部、三〇六番の一部、三一〇番一、三一〇番二の一部、三一〇番二地先、三一一番の一部、三一一番地先、三一四番二の一部、三一四番二地先、三一五番、三一五番地先、三一八番二、三一八番二地先、三二三番二、三二六番二、三二六番二地先、三三一番二、三三三番二地先、三三三番三、三三三番三地先、三三四番二、三三九番二、三四〇番二、三四〇番二地先、三

四一番二、三四一番二地先、三四二番二、三四七番三、三四八番二、三四八番二地先、三四九番二、三四九番二地先、三五〇番二、三五六番四、三五六番五、三五六番六、三五七番二の一部及び三五七番二地先並びに字羽抜三六四番二の一部、三六五番二の一部、三六五番二地先、三七三番二、三七三番二地先、三七四番二、三七四番二地先、三八一番二、三八一番二地先、三八二番二及び三八二番二地先、牛熊字東耕地一番二、二番二、三番三、三番四、五番三、五番四、六番二、六番三、七番三、七番四、八番三、九番三、七二番二、七二番二地先、七三番一、七三番二地先、七四番二、七四番二地先、七五番二、七五番二地先、七六番三、七六番三地先、八五番二、八六番二、八七番四、八七番四地先、八八番二、八八番二地先、八九番二、八九番二地先、一三九番三、一三九番三地先、一三九番四、一三九番四地先、一四〇番二、一四〇番二地先、一四一番三、一四一番三三地先、一四一番四、一四二番二、一四二番二地先、一四三番一地先、一四三番二、一四三番二地先、一四三番三、一四三番三地先、一七一番二、一七一番二地先、一九〇番一地先、一九〇番三、一九〇番三地先、一九一番一、一九一番一地先、一九一番四、一九一番四地先、一九二番四、二二〇番四及び二二〇番四地先並びに谷台字西耕地二四八番二、二五三番二、二五四番三、二六五番三、二六六番二、二六七番二、二六七番地先、二六八番二、二六八番二地先、二九八番二、二九八番二地先、二九九番二、二九九番二地先、三〇〇番、三〇〇番地先、三〇一番二、三〇一番三、三〇二番二、四二七番二、四二七番二地先、四二八番二、四二八番二地先、四二九番二の一部、四二九番二地先、四七一番二の一部、四七二番二の一部及び四七四番二の一部(別図のとおり)

二 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物  
 (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

**千葉県告示第二百三十八号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、令和五年六月二十日から三週間、縦覧に供する。  
 令和五年六月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一	道路の種類	県道
二	路線名	千葉鎌ヶ谷松戸線
三	変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	
	区間	変更の前後別
	敷地の幅員	延長
	習志野市実籾前	八・〇〇メートルから 二五・五七メートル

一丁目一〇九番地先から一〇九番地先まで	後	一六・〇四メートルから一六・〇四メートルまで 一六・〇四メートルから一六・一三メートルまで	二五・五七メートル
---------------------	---	--	-----------

千葉県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、令和五年六月二十日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 千葉鎌ヶ谷松戸線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
習志野市実籾五丁目一二二番地先から九番地先まで	前	九・二六メートルから一三・六八メートルまで	一八・六二メートル
八七番四一地先まで	後	一三・六八メートルから一六・〇〇メートルまで	一八・六二メートル

千葉県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年六月二十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び葛南土木事務所において、令和五年六月二十日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道松戸原木線	船橋市西船五丁目一〇番三地先から二六八番二地先まで

千葉県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年六月二十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び千葉土木事務所において、令和五年六月二十日から三週間、縦覧に供する。

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道千葉鎌ヶ谷松戸線	習志野市実籾二丁目八八番三〇地先から実籾五丁目九八七番四一地先まで

千葉県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年六月二十一日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和五年六月二十日から三週間、縦覧に供する。

令和五年六月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道夷隅長者線	いすみ市国府台字長谷四五七番一二地先から下原字長峰八九一番一地先まで

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年6月20日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

- 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習
- 講習の期日及び時間  
令和5年8月24日（木曜日）から31日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 講習の場所  
千葉県中央区新田町4番22号 サンプライム7階

<p>4 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る旧規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 20人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p> <p>(1) 受講申込手続 ア 申込方法</p> <p>受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和5年7月10日(月曜日)から14日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等</p>	<p>ア 受講手続</p> <p>受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和5年7月31日(月曜日)から8月4日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4(1)に該当する者 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 4(2)に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4(3)に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4(4)に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4(5)に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 38,000円</p> <p>イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部長 電話 043(201)0110</p> <p><b>千葉県公安委員会告示第15号</b> 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和5年6月20日 千葉県公安委員会委員長 羽田 明</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)に係る</p>
--	--

<p>講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和5年8月29日(火曜日)の午後1時から午後5時まで並びに同月30日(水曜日)及び31日(木曜日)の午前9時から午後5時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階</p> <p>4 受講対象者 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 20人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有す</p>	<p>る者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。</p> <p>なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和5年7月10日(月曜日)から14日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。</p> <p>なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和5年7月31日(月曜日)から8月4日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類 ア (1) に該当する者 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(4) 受講手数料等 ア 受講手数料 14,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p>
--	---

8 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

千葉県公安委員会告示第16号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。  
令和5年6月20日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

1 検定に係る警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級

2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日

令和5年9月23日(土曜日) 午前9時から午後5時まで

3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所

千葉市美浜区浜田二丁目1番 千葉運転免許センター

4 受検定員及び受検資格

(1) 受検定員  
20人

(2) 受検資格  
千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員

5 受検申込手続等

(1) 受検申込手続  
ア 申込方法

受検を希望する者(以下「受検希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地(受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に提出すること。  
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受検申込票受付期間等

令和5年8月7日(月曜日)から10日(木曜日)までの午前9時から午後4時まで

(2) 受検者決定通知

受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。  
なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。

(3) 検定申請手続等

ア 検定申請手続

受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 検定申請受付期間等

令和5年8月28日(月曜日)から9月1日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

(ア) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面)

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 検定手数料等

ア 検定手数料

14,000円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。  
なお、既納の検定手数料は、還付しない。

6 問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公 告

土地改良事業計画の変更認可申請の順示の決定及び関係書類の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、鋸南町鋸南土地改良区の鋸南町鋸南地区における土地改良事業(農業用排水施設の管理)計画の変更認可申請を順示と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

1 鋸南町鋸南土地改良区土地改良事業変更計画書の写し

2 鋸南町鋸南土地改良区定款の写し

二 縦覧期間

令和五年六月二十一日から七月十九日まで

三 縦覧場所

<p>安房郡鋸南町役場</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の学科の試験に係る試験場所の変更 令和五年三月三日付け千葉県公告（令和五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施）で公告した二級建築士試験及び木造建築士試験の学科の試験に係る試験場所について、次のとおり変更する。 令和五年六月二十日</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>一 変更前の試験場所</p>	<p>1 二級建築士試験 習志野市津田沼二丁目一七番一号 千葉工業大学津田沼キャンパス</p>
<p>2 木造建築士試験 千葉市美浜区若葉一丁目四番一号 神田外語大学</p>	<p>二 変更後の試験場所</p>
<p>1 二級建築士試験 千葉市美浜区若葉一丁目四番一号 神田外語大学</p>	<p>2 木造建築士試験 習志野市津田沼二丁目一七番一号 千葉工業大学津田沼キャンパス</p>
<p>監 査 委 員 公 告</p>	<p>監査の結果に係る措置の内容の公表 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を別冊のとおり公表する。 令和五年六月二十日</p>
<p>千葉県監査委員 小 倉 明 千葉県監査委員 川 口 明 浩 千葉県監査委員 関 政 幸 彦 千葉県監査委員 岩 井 泰 憲</p>	<p>特 定 調 達 公 告</p>
<p>この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。</p>	<p>入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和5年6月20日</p>
<p>1 入札に付する事項</p>	<p>(1) 購入等件名及び数量 被災市町村用備蓄仮設トイレ 208基 (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 履行期限 令和5年11月30日 (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。 2 入札に参加する者に必要な資格 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。 (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。 (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。 (6) 仕様書に示す規格に適合する物品を納入できることを証明した者であること。 3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県庁 260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課調達指導班 電話043(223)2093 (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <a href="https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/">https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</a> (3) 入札説明書の交付期間 令和5年6月20日から7月18日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで (4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年8月1日午後5時</p>

<p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和 5 年 8 月 1 日午後 5 時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和 5 年 8 月 2 日午前 1 0 時 千葉県庁中庁舎 6 階管財課入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則 (昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号の 2。以下「財務規則」という。) 第 9 9 条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムの URL に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 7 月 1 8 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムの URL に同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 7 月 1 8 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかつた者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであつても、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p>	<p>(9) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Emergency Portable Toilets, 208 units</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 1 August, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2093</p> <p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和 5 年 6 月 2 0 日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 工事名 千葉県千葉リハビリテーションセンター建築工事 (第 1 期)</p> <p>(2) 工事場所 千葉市緑区誉田町</p> <p>(3) 工期 令和 9 年 5 月 3 1 日まで</p> <p>(4) 工事の概要</p> <p>ア 目的 千葉県県有建物長寿命化計画における「県有建物の整備計画」に基づき、既存施設の現地建て替えにより再整備を行う。</p> <p>イ 構造等</p> <p>(ア) 外来診療棟 鉄骨造 8 階建て 延べ面積 2 0, 1 9 0 m<sup>2</sup></p> <p>(イ) 仮設渡り廊下 木造 平屋建て 延べ面積 2 4 4 m<sup>2</sup></p> <p>(ウ) 受水槽ポンプ室 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 1 6 m<sup>2</sup></p> <p>(エ) 井水ポンプ上屋 1 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 3 m<sup>2</sup></p> <p>(オ) 井水ポンプ上屋 2 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 3 m<sup>2</sup></p> <p>ウ 概要図 別に配付する工事概要図 (平面図等を含む。) のとおり</p> <p>(5) 主要資材 鉄骨 3, 7 7 5 t、鉄筋 1, 4 6 6 t、コンクリート 1 0, 6 6 6 m<sup>3</sup>、金属製建具 1, 1 6 3 箇所</p> <p>(6) 予定価格 落札者決定後、公表する。</p> <p>(7) 入札方法 この工事は、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術力等の価格以外</p>
--	--

<p>の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。</p> <p>(8) その他</p> <p>ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>イ この工事はその履行に数年度を要するものとして地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定により継続費が設定されているが、令和5年度の年割額が定められていないため、当該年度には前払金等の支払請求をすることができない。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項</p> <p>ア 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。</p> <p>イ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。</p> <p>ウ 代表者は、過去15年間（平成20年4月1日から令和5年6月20日まで）に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の工事対象となる延べ面積が10,000㎡以上の病院の新築（改築を含む。）又は増築に係る建築一式工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）があること。</p> <p>エ 3者で構成する共同企業体においては、代表者を除く2者のうち1者は、過去5年間（平成20年4月1日から令和5年6月20日まで）に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の工事対象となる延べ面積が10,000㎡以上の病院の新築（改築を含む。）又は増築に係る建築一式工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）があること。</p> <p>オ 代表者の出資比率は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の出資比率であること。</p> <p>カ 共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2者で構成する共同企業体のときは30パーセント以上、3者で構成する共同企業体のときは20パーセント以上であること。</p> <p>キ 共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書を締結しなければならない。</p>	<p>ク 共同企業体の構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。</p> <p>ケ 千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月7日制定）に基づき資格者名簿に登載された経常建設共同企業体は、共同企業体の構成員になることはできない。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項</p> <p>ア 千葉県における建築一式工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められていること。</p> <p>イ 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）に基づき指名停止措置を、この工事の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の時までの間、受けていないものであること。</p> <p>ウ 建築一式工事に係る経営事項審査の総合評定値（一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。）が1,015点以上であること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあっては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載された建築一式工事に係る客観点数が1,015点以上であること。</p> <p>エ 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できるものであること。</p> <p>オ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>(ア) この工事に係る設計業務等の受託者 商号 株式会社山下設計 所在地 東京都中央区日本橋小網町6番1号</p> <p>(イ) 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者 a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> <p>カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>キ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。</p> <p>ク この工事の入札日から起算して6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。</p> <p>ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行わ</p>
--	---



<p>れている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。</p> <p>ロ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。</p> <p>3 総合評価に関する事項</p> <p>(1) 総合評価の方法</p> <p>ア 評価方式は、標準型とする。</p> <p>イ 「標準点」を 100 点とし、「加算点」の最高点を 50 点とする。</p> <p>ウ 「加算点」の算出方法は、(2) アの表の評価項目に基づき評価を行った結果得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち最も高い者に 50 点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。</p> <p>エ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」との合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。</p> <p>(2) 価格以外の評価点の算定方法</p> <p>ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準</p> <table border="1" data-bbox="285 323 969 1347"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>配点</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1) 技術提案（個別 テーマの施工計画） 躯体（基礎を含む。）及び地業の施工 管理に関する具体的な 提案について</td> <td rowspan="3">24 点</td> <td>課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。</td> <td>各 10 点</td> </tr> <tr> <td>課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。</td> <td>各 5 点</td> </tr> <tr> <td>課題に対して現地条件を踏まえており適切である。</td> <td>各 0 点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 工事全般の施工計画 本工事における既存 施設利用者等に対する 施工上配慮すべき事項 等の具体的な提案について</td> <td rowspan="2">2 点</td> <td>総合的な観点から優れる。</td> <td>各 2 点</td> </tr> <tr> <td>総合して可</td> <td>各 0 点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(配点は 1 項目につき 1 2 点を与える。)</td> <td>不適切である（法令違反の記載）。</td> <td>無効</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 上記に定めのない事項に関する評価点の算定に当たっては、千葉県総合評価方式ガイドライン（令和 5 年 5 月）に基づき行うものとする。</p>	評価項目	配点	評価基準	評価点	(1) 技術提案（個別 テーマの施工計画） 躯体（基礎を含む。）及び地業の施工 管理に関する具体的な 提案について	24 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	各 10 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	各 5 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	各 0 点	(2) 工事全般の施工計画 本工事における既存 施設利用者等に対する 施工上配慮すべき事項 等の具体的な提案について	2 点	総合的な観点から優れる。	各 2 点	総合して可	各 0 点	(配点は 1 項目につき 1 2 点を与える。)		不適切である（法令違反の記載）。	無効	<p>(3) 評価内容の担保</p> <p>「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に記載された内容について、履行状況に関する検査を行う。</p> <p>受注者の責めにより評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として 3 点減ずるものとする。</p> <p>なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。</p> <p>4 入札及び開札の日時、場所等</p> <p>資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。ただし、低入札価格調査の結果により有効な入札がなくなった場合は、入札を取りやめることとする。</p> <p>1 回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行うこととし、この場合は、電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、当該電子入札システムにより通知する日と同日付けで郵送により通知する。</p> <p>なお、再度入札の回数は 2 回とし、再度入札においても工事費内訳書の添付を必要とする。</p> <p>(1) 入札書受付期間</p> <p>令和 5 年 8 月 23 日（水曜日）午前 9 時から 24 日（木曜日）午後 5 時までに電子入札システムにより提出すること。郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による場合は、同日午後 5 時を受領期限とする。なお、電報又はファクシミリによる入札は、認めない。</p> <p>(2) 郵送による場合の入札書の提出場所</p> <p>〒260-8667 千葉県中央区市場町 1 番 1 号 千葉県土整備部建設・不動産課契約・審査班 電話 043(223)3113</p> <p>(3) 開札日時（1 回目）</p> <p>令和 5 年 9 月 22 日（金曜日）午後 2 時に電子入札システムにより行う。</p> <p>5 共同企業体入札参加資格審査申請及び協定書に関する事項</p> <p>この工事の入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出し、資格者名簿に記載されなければならぬ。</p> <p>(1) 提出期間等</p> <p>ア 期間 令和 5 年 6 月 21 日（水曜日）から 7 月 6 日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）</p>
評価項目	配点	評価基準	評価点																				
(1) 技術提案（個別 テーマの施工計画） 躯体（基礎を含む。）及び地業の施工 管理に関する具体的な 提案について	24 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	各 10 点																				
		課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	各 5 点																				
		課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	各 0 点																				
(2) 工事全般の施工計画 本工事における既存 施設利用者等に対する 施工上配慮すべき事項 等の具体的な提案について	2 点	総合的な観点から優れる。	各 2 点																				
		総合して可	各 0 点																				
(配点は 1 項目につき 1 2 点を与える。)		不適切である（法令違反の記載）。	無効																				

<p>イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>ウ 場所 4（2）に示す場所</p> <p>エ 提出部数 共同企業体の構成員が2者の場合は4部、3者の場合は5部。支店長名等で申請する場合には、年間委任状の写しを添付すること。</p> <p>オ 協定書の編冊は袋とじとし、共同企業体の構成員の印鑑をもって、割印すること。</p> <p>(2) 資格者名簿への登録通知 令和5年8月3日（木曜日）に郵便をもって通知する。</p> <p>6 入札参加資格の確認等</p> <p>この工事の入札に参加できる者は、5により資格者名簿に登録される共同企業体であることとする。この工事の入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を下記により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、提出期間以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は、認めない。</p> <p>(1) 電子入札システムを利用する者は、令和5年6月21日（水曜日）午前9時から7月6日（木曜日）午後5時までに資格確認資料を電子入札システムにより提出すること。</p> <p>(2) 電子入札システムを利用できない者は、資格確認資料を郵送又は託送（書留郵便と同等のものに限る。以下同じ。）により提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和5年6月21日（水曜日）から7月6日（木曜日）まで（同日午後5時までに必着のこと。）</p> <p>イ 提出場所 4（2）に示す場所</p> <p>ウ 提出部数 2部</p> <p>(3) 資格確認資料の様式 千葉県県土整備部建設・不動産課のホームページからダウンロードして用いること。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認結果通知 令和5年8月3日（木曜日）に電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、同日付けで郵便をもって通知する。</p> <p>7 技術資料の提出 この工事の入札に参加を希望する者は、技術資料を下記により提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>なお、提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は、認めない。</p> <p>(1) 電子入札システムを利用する者は、令和5年8月23日（水曜日）午前9時から24日（木曜日）午後5時までに技術資料を電子入札システムにより提出すること。</p> <p>(2) 電子入札システムを利用できない者は、技術資料を郵送又は託送により提出すること。</p>	<p>と。</p> <p>ア 提出期間 令和5年8月23日（水曜日）から24日（木曜日）まで（同日午後5時までに必着のこと。）</p> <p>イ 提出場所 4（2）に示す場所</p> <p>ウ 提出部数 2部（電子データを収納したCD-R等の記録媒体を併せて提出すること。）</p> <p>(3) 技術資料の様式 千葉県県土整備部技術管理課のホームページからダウンロードして用いること。</p> <p>8 契約条項等を示す場所 この工事に係る入札説明書、契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の縦覧及び交付を次のとおり行う。</p> <p>(1) 縦覧期間 令和5年6月20日（火曜日）から8月22日（火曜日）まで（県の休日を除く。）</p> <p>(2) 縦覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(3) 縦覧場所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部営繕課 電話043（2233）3451</p> <p>(4) 縦覧の申込み 入札説明書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。希望日を考慮して、縦覧日時を指定する。</p> <p>(5) 入札説明書等の交付 希望者に、次により入札説明書等は無償で交付する。ただし、希望者は未使用のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。</p> <p>ア 申込先及び交付場所 (3) に示す場所</p> <p>イ 申込方法 希望者は、令和5年6月20日（火曜日）から8月22日（火曜日）まで（県の休日を除く。）に、電話により申し込むこと。</p> <p>ウ 交付期間 令和5年6月20日（火曜日）から8月22日（火曜日）まで（県の休日を除く。）</p> <p>エ 交付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(6) 入札説明書等に対する質問 入札説明書等に対する質問がある場合は、入札説明書等とともに配付された様式により質問に関する書類を作成した上、これらの書類に係る電子データを収納したCD-R等の記録媒体及び電子データを印字した書類を千葉県県土整備部営繕課長宛てに提出すること。</p> <p>ア 提出日 令和5年7月7日（金曜日）</p> <p>イ 提出時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>ウ 提出先 (3) に示す場所</p> <p>質問に対する回答は、令和5年8月7日（月曜日）午後5時までに入札情報サービスに掲載し回答する。</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p>
---	---

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債若しくは千葉県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- 1 0 入札書の金額
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

- 1 1 工事費内訳書の提出
- (1) 入札に際し、工事費内訳書を電子入札システム（フアイル容量は、3. 0MB 以内）に収めること。）又は郵送若しくは託送により提出すること。また、再度入札を行う場合も、再度入札の額に応じた工事費内訳書を添付すること。
- なお、工事費内訳書には、原則として、県の定めた様式を使用するものとする。ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の事項が記載されていることを要する。

- ア 入札参加者名、工事名及び工事場所
- イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額
- ウ 記載を要する項目については、次の表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、更に項目の詳細を記載することは、差し支えないものとする。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

- (2) 工事費内訳書に千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成 2 7 年 3 月 1 1 日制定）第 5 条各号に掲げる重大な不備がある場合は、入札を無効とする。

- 1 2 調査基準価格
- この工事は、低入札価格調査制度が適用される工事であることから、調査基準価格を設定する。

- 1 3 落札者の決定方法
- 次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれ

があると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (1) 入札価格が、千葉県財務規則（昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号の 2）第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。

- (2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

- 1 4 低入札価格調査

- (1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者にはその決定の通知を要する。

- (2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者に比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならぬ。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります。

- (4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して 5 日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなればならず、提出期限までに提出しない者のした入札は無効とする。

- (5) 調査の結果、「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。なお、この工事においては、「価格失格判定基準」は定めなないこととする。また、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。

- 1 5 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、資格確認資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

- 1 6 配置予定技術者の確認

- (1) この工事の入札に参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。  
また、配置予定技術者を二人以上とする場合は、技術者ごとに提出すること。

- (2) 建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は、認め

<p>ない。</p> <p>(3) 落札者の決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。なお、配置技術者の病气、死亡、退職等の極めて特別の事情が生じたことにより発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合を除き、配置技術者の変更は認められない。</p> <p>17 苦情等の申立て</p> <p>(1) この工事の入札に参加申請をした上で資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に、書面により千葉県県土整備部建設・不動産業課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県県土整備部建設・不動産業課長は、その日から起算して3日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に書面で回答する。</p> <p>(2) この工事の入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に、書面により千葉県県土整備部営繕課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県県土整備部営繕課長は、説明を求められた日から起算して5日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に書面で回答する。</p> <p>(3) 再苦情の申立てについては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年3月25日制定)によるものとする。</p> <p>18 その他</p> <p>(1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。</p> <p>(2) 現地確認を希望する者は、次により電話で申し込むこと。なお、現地確認の回数には1企業体当たり1回とし、参加者は3名までとする。現地確認の際、工事内容に関する質疑は、受け付けない。</p> <p>ア 申込先 千葉県健康福祉部障害福祉事業課 電話043(2223)2339</p> <p>イ 申込期間 令和5年6月20日(火曜日)から27日(火曜日)まで(県の休日を除く。)</p> <p>ウ 申込時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。</p> <p>(4) 必要に応じて「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。</p> <p>(5) 提出された資格確認資料及び技術資料を公表し、又は無断で使用することはしない。</p> <p>(6) 工期は、事情により変更することがある。</p> <p>(7) 入札参加者は、特定調達契約入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。</p> <p>(8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配</p>	<p>置すること。</p> <p>(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金の額の10分の3以上とする。</p> <p>(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金の額の10分の2以内とする。</p> <p>(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去2年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。</p> <p>ア 6.5点未満の工事成績評価を受けた者</p> <p>イ 工事完成検査等において、補修(軽微な手直し等を除く。)の必要があると発注者に認められた者</p> <p>ウ 発注者から、工事目的物の全部又は一部の引渡し後、当該工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容及び適合していないとして、工事請負契約に基づく補修(軽微な手直し等を除く。)若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、代金の減額又は損害賠償を請求された者</p> <p>エ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者</p> <p>オ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者</p> <p>(12) 契約締結時期</p> <p>ア この工事の契約は、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年千葉県条例第2号)第2条に該当するもの(予定価格5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約)であり、千葉県議会の議決を要する。</p> <p>イ 落札者の決定後、7日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に仮契約を締結しなければならず、議会の可決があったときに本契約として効力を生ずる。</p> <p>ウ 本契約までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定による参加資格の制限又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置を受けた場合には、仮契約後であっても契約を締結しない。</p> <p>(13) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(14) 2(2)アに掲げる認定を受けていない者も6により資格確認資料を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、6の確認を受けていなければならない。</p> <p>(15) その他詳細は、入札説明書による。</p> <p>19 問合せ先 千葉県県土整備部営繕課 住所 千葉市中央区市場町1番1号 電話 043(2223)3451</p> <p>20 Summary</p>
---	--

<p>(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Toshihito Kunagai, Governor of Chiba Prefecture</p> <p>(2) Subject matter of the contract: Construction Work (Phase 1) of Chiba Rehabilitation Center</p> <p>(3) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M, 6 July, 2023</p> <p>(4) Time-limit for the submission of technical documents: 5:00 P.M, 24 August, 2023</p> <p>(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 5:00 P.M, 24 August, 2023 (tenders submitted by mail 5:00 P.M, 24 August, 2023)</p> <p>(6) Contact point for tender documentation: Construction and Real Estate Industry Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi , Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3113</p>	<p>鉄骨造 平屋建て 延べ面積 3㎡</p> <p>ウ 概要図 別に配付する工事概要図(平面図等を含む。)のとおり</p> <p>(5) 主要資材 高圧受変電設備 一式、分電盤類 66面、非常用自家発電機 2台</p> <p>(6) 予定価格 落札者決定後、公表する。</p> <p>(7) 入札方法 この工事は、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。</p> <p>(8) その他</p> <p>ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>イ この工事は、フレックス工期契約制度を適用する工事である(工事着手期限令和6年1月19日)。</p> <p>ウ この工事はその履行に数年度を要するものとして地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定により継続費が設定されているが、令和5年度の年割額が定められていないため、当該年度には前払金等の支払請求をすることができない。</p>
<p>入札公告</p> <p>次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和5年6月20日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 工事名 千葉県千葉リハビリテーションセンター電気設備工事(第1期)</p> <p>(2) 工事場所 千葉市緑区誉田町</p> <p>(3) 工期 令和9年5月31日まで</p> <p>(4) 工事の概要</p> <p>ア 目的 千葉県県有建物長寿命化計画における「県有建物の整備計画」に基づき、既存施設の現地建て替えにより再整備を行う。</p> <p>イ 構造等</p> <p>(ア) 外来診療棟 鉄骨造 8階建て 延べ面積 20,190㎡</p> <p>(イ) 仮設渡り廊下 木造 平屋建て 延べ面積 244㎡</p> <p>(ウ) 受水槽ポンプ室 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 16㎡</p> <p>(エ) 井水ポンプ上屋1 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 3㎡</p> <p>(オ) 井水ポンプ上屋2</p>	<p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項</p> <p>ア 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。</p> <p>イ 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。</p> <p>ウ 代表者は、過去15年間(平成20年4月1日から令和5年6月20日まで)に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の工事対象となる延べ面積が10,000㎡以上の病院の新築(改築を含む。)又は増築に係る電気設備工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)があること。</p> <p>エ 3者で構成する共同企業体においては、代表者を除く2者のうち1者は、過去15年間(平成20年4月1日から令和5年6月20日まで)に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の工事対象となる延べ面積が10,000㎡以上の病院の新築(改築を含む。)又は増築に係る電気設備工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセ</p>

<p>ント以上の場合のものに限る。) があること。</p> <p>オ 代表者の出資比率は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の出資比率であること。</p> <p>カ 共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2 者で構成する共同企業体のときは 3 0 パーセント以上、3 者で構成する共同企業体のときは 2 0 パーセント以上であること。</p> <p>キ 共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書を締結しなければならない。</p> <p>ク 共同企業体の構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。</p> <p>ケ 千葉県経常建設共同企業体取扱要綱 (平成 7 年 1 1 月 7 日制定) に基づき資格者名簿に登録された経常建設共同企業体は、共同企業体の構成員になることはできない。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項</p> <p>ア 千葉県における電気工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められていること。</p> <p>イ 電気工事について、建設業法 (昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号) に定める特定建設業の許可を受けてから 3 年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領 (昭和 6 0 年 4 月 5 日制定) に基づく指名停止措置を、この工事に一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の時までの間、受けていないものであること。</p> <p>ウ 電気工事に係る経営事項審査の総合評定値 (一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。) が 8 4 6 点以上であること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあっては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された電気工事に係る客観点数が 8 4 6 点以上であること。</p> <p>エ 1 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格 (建設業法第 1 5 条第 2 号イに該当する資格) を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できるものであること。</p> <p>オ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>(ア) この工事に係る設計業務等の受託者 商号 株式会社山下設計 所在地 東京都中央区日本橋小網町 6 番 1 号</p> <p>(イ) 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者 a 当該受託者の発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねて</p>	<p>いる場合における当該建設業者</p> <p>カ 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>キ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者でないこと。</p> <p>ク この工事の入札日から起算して 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。</p> <p>ケ 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づき裁判所の更生手続開始決定が行われていること。</p> <p>コ 民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づき裁判所の再生手続開始決定が行われていること。</p> <p>3 総合評価に関する事項</p> <p>(1) 総合評価の方法</p> <p>ア 評価方式は、標準型とする。</p> <p>イ 「標準点」を 1 0 0 点とし、「加算点」の最高点を 5 0 点とする。</p> <p>ウ 「加算点」の算出方法は、(2) アの表の評価項目に基づき評価を行った結果得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち最も高い者に 5 0 点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。</p> <p>エ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」との合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値 (以下「評価値」という。) をもって行う。</p> <p>(2) 価格以外の評価点の算定方法</p> <p>ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>配点</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 技術提案 (個別 テーパーの施工計画) 配管・配線工事の施工管理に関する具体的な提案について</td> <td>各 1 0 点</td> <td>課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。 課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。</td> <td>各 5 点</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事全般の施工計画</td> <td>2 4 点</td> <td>課題に対して現地条件を踏まえており適切である。</td> <td>各 0 点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	配点	評価基準	評価点	(1) 技術提案 (個別 テーパーの施工計画) 配管・配線工事の施工管理に関する具体的な提案について	各 1 0 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。 課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	各 5 点	(2) 工事全般の施工計画	2 4 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	各 0 点
評価項目	配点	評価基準	評価点										
(1) 技術提案 (個別 テーパーの施工計画) 配管・配線工事の施工管理に関する具体的な提案について	各 1 0 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。 課題に対して現地条件を踏まえており適切で良好である。	各 5 点										
(2) 工事全般の施工計画	2 4 点	課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	各 0 点										

施工上配慮すべき事項等の具体的な提案について (配点は1項目につき12点を与える。)	各2点	総合的な観点から評価	総合して優れる。	各2点
			総合して可	
不適切である(法令違反の記載)。				無効

イ 上記に定めのない事項に関する評価点の算定に当たっては、千葉県総合評価方式ガイドライン(令和5年5月)に基づき行うものとする。

(3) 評価内容の担保  
「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に記載された内容について、履行状況に関する検査を行う。

受注者の責めにより評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

4 入札及び開札の日時、場所等

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。ただし、低入札価格調査の結果により有効な入札がなくなった場合は、入札を取りやめることとする。

1 回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行うこととし、この場合は、電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、当該電子入札システムにより通知する日と同日付けで郵送により通知する。

なお、再度入札の回数は2回とし、再度入札においても工事費内訳書の添付を必要とする。

(1) 入札書受付期間

令和5年8月23日(水曜日)午前9時から24日(木曜日)午後5時までに電子入札システムにより提出すること。郵送(書留郵便に限る。以下同じ。)による場合は、同日午後5時を受領期限とする。なお、電報又はフлакシミリによる入札は、認めない。

(2) 郵送による場合の入札書の提出場所

〒260-8667 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話043(223)3113

(3) 開札日時(1回目)

令和5年9月22日(金曜日)午後2時30分に電子入札システムにより行う。

5 共同企業体入札参加資格審査申請及び協定書に関する事項

この工事の入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出し、資格者名簿に記載されなければならない。

(1) 提出期間等

ア 期間 令和5年6月21日(水曜日)から7月6日(木曜日)まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場所 4(2)に示す場所

エ 提出部数 共同企業体の構成員が2者の場合は4部、3者の場合は5部。支店長名等で申請する場合には、年間委任状の写しを添付すること。

オ 協定書の編冊は袋とじとし、共同企業体の構成員の印鑑をもって、割印すること。

(2) 資格者名簿への登載通知

令和5年8月3日(木曜日)に郵便をもって通知する。

6 入札参加資格の確認等

この工事の入札に参加できる者は、5により資格者名簿に登載される共同企業体であることとする。この工事の入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を下記により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期間以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は、認めない。

(1) 電子入札システムを利用する者は、令和5年6月21日(水曜日)午前9時から7月6日(木曜日)午後5時までに資格確認資料を電子入札システムにより提出すること。

(2) 電子入札システムを利用できない者は、資格確認資料を郵送又は託送(書留郵便と同等のものに限る。以下同じ。)により提出すること。

ア 提出期間 令和5年6月21日(水曜日)から7月6日(木曜日)まで(同日午後5時までに必着のこと。)

イ 提出場所 4(2)に示す場所

ウ 提出部数 2部

(3) 資格確認資料の様式

千葉県県土整備部建設・不動産業課のホームページからダウンロードして用いること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

令和5年8月3日(木曜日)に電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、同日付けで郵便をもって通知する。

<p>7 技術資料の提出 この工事の入札に参加を希望する者は、技術資料を下記により提出しなければならぬ。 なお、提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は、認めない。</p> <p>(1) 電子入札システムを利用する者は、令和5年8月23日（水曜日）午前9時から24日（木曜日）午後5時までに技術資料を電子入札システムにより提出すること。</p> <p>(2) 電子入札システムを利用できない者は、技術資料を郵送又は託送により提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和5年8月23日（水曜日）から24日（木曜日）まで（同日午後5時までに必着のこと。）</p> <p>イ 提出場所 4（2）に示す場所</p> <p>ウ 提出部数 2部（電子データを収納したCD-R等の記録媒体を併せて提出すること。）</p> <p>(3) 技術資料の様式 千葉県国土整備部技術管理課のホームページからダウンロードして用いること。</p> <p>8 契約条項等を示す場所 この工事に係る入札説明書、契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の縦覧及び交付を次のとおり行う。</p> <p>(1) 縦覧期間 令和5年6月20日（火曜日）から8月22日（火曜日）まで（県の休日を除く。）</p> <p>(2) 縦覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(3) 縦覧場所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県国土整備部営繕課 電話043（223）3451</p> <p>(4) 縦覧の申込み 入札説明書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。希望日を考慮して、縦覧日時を指定する。</p> <p>(5) 入札説明書等の交付 希望者に、次により入札説明書等を無償で交付する。ただし、希望者は未使用のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。</p> <p>ア 申込先及び交付場所 (3) に示す場所</p> <p>イ 申込方法 希望者は、令和5年6月20日（火曜日）から8月22日（火曜日）まで（県の休日を除く。）に、電話により申し込むこと。</p> <p>ウ 交付期間 令和5年6月20日（火曜日）から8月22日（火曜日）まで（県の休日を除く。）</p> <p>エ 交付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(6) 入札説明書等に対する質問 入札説明書等に対する質問がある場合は、入札説明書等とともに配付された様式により質問に関する書類を作成した上、これらの書類に係る電子データを収納したCD-R等の記録媒体及び電子データを印字した書類を千葉</p>	<p>千葉県国土整備部営繕課長宛てに提出すること。</p> <p>ア 提出日 令和5年7月7日（金曜日）</p> <p>イ 提出時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>ウ 提出先 (3) に示す場所</p> <p>質問に対する回答は、令和5年8月7日（月曜日）午後5時までに入札情報サービスに掲載し回答する。</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債若しくは千葉県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>10 入札書の金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>11 工事費内訳書の提出 (1) 入札に際し、工事費内訳書を電子入札システム（ファイル容量は、3.0MB以内）に収めること。）又は郵送若しくは託送により提出すること。また、再度入札を行う場合も、再度入札の額に忠じた工事費内訳書を添付すること。 なお、工事費内訳書には、原則として、県の定めた様式を使用するものとする。ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の事項が記載されていることを要する。</p> <p>ア 入札参加者名、工事名及び工事場所</p> <p>イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額</p> <p>ウ 記載を要する項目については、次の表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、更に項目の詳細を記載することは、差し支えないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="289 1454 502 2469"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>記載を要する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築・設備関連工事</td> <td>種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで</td> </tr> <tr> <td>その他の工事</td> <td>内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事費内訳書に千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成27年3月11日制定）第5条各号に掲げる重大な不備がある場合は、入札を無効とする。</p>	工事種別	記載を要する項目	建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで	その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで
工事種別	記載を要する項目						
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで						
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで						



<p>1 2 調査基準価格 この工事は、低入札価格調査制度が適用される工事であることから、調査基準価格を設定する。</p> <p>1 3 落札者の決定方法 次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者として、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。また、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。</p> <p>1 5 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、資格確認資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p>	<p>る。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。</p> <p>1 6 配置予定技術者の確認 （1）この工事の入札に参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。 また、配置予定技術者を二人以上とする場合は、技術者ごとに提出すること。 （2）建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は、認めない。 （3）落札者の決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。なお、配置技術者の病气、死亡、退職等の極めて特別の事情が生じたことにより発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合を除き、配置技術者の変更は認められない。</p> <p>1 7 苦情等の申立て （1）この工事の入札に参加申請をした上で資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県県土整備部建設・不動産業課長に説明を求められることができる。この場合において、千葉県県土整備部建設・不動産業課長は、その日から起算して3日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。 （2）この工事の入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調査を公表した日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県県土整備部営繕課長に説明を求められることができる。この場合において、千葉県県土整備部営繕課長は、説明を求められた日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。 （3）再苦情の申立てについては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月25日制定）によるものとする。</p> <p>1 8 その他 （1）資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。 （2）現地確認を希望する者は、次により電話で申し込むこと。なお、現地確認の回数は1企業体当たり1回とし、参加者は3名までとする。現地確認の際、工事内容に関する質疑は、受け付けない。 ア 申込先 千葉県健康福祉部障害福祉事業課 電話043（2233）2339 イ 申込期間 令和5年6月20日（火曜日）から27日（火曜日）まで（県の休日を除く。） ウ 申込時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで （3）資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求められることがある。</p>
--	---

<p>(4) 必要に応じて「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。</p> <p>(5) 提出された資格確認資料及び技術資料を公表し、又は無断で使用することはしない。</p> <p>(6) 工期は、事情により変更することがある。</p> <p>(7) 入札参加者は、特定調達契約入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。</p> <p>(8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。</p> <p>(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金の額の10分の3以上とする。</p> <p>(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金の額の10分の2以内とする。</p> <p>(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去2年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。</p> <p>ア 6.5点未満の工事成績評定を受けた者</p> <p>イ 工事完成検査等において、補修(軽微な手直し等を除く。)の必要があると発注者に認められた者</p> <p>ウ 発注者から、工事事務物の全部又は一部の引渡し後、当該工事事務物が種類又は品質に関して契約の内容に適合していないとして、工事請負契約に基づく補修(軽微な手直し等を除く。)若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、代金の減額又は損害賠償を請求された者</p> <p>エ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者</p> <p>オ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者</p> <p>(12) 契約締結時期</p> <p>ア この工事の契約は、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年千葉県条例第2号)第2条に該当するもの(予定価格5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約)であり、千葉県議会の議決を要する。</p> <p>イ 落札者の決定後、7日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に仮契約を締結しなければならない。協議の可決があったときに本契約として効力を生ずる。</p> <p>ウ 本契約までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定による参加資格の制限又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置を受けた場合には、仮契約後であっても契約を締結しない。</p> <p>(13) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(14) 2(2)アに掲げる認定を受けていない者も6により資格確認資料を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受</p>	<p>け、かつ、6の確認を受けていなければならない。</p> <p>(15) その他詳細は、入札説明書による。</p> <p>19 問合せ先 千葉県県土整備部営繕課 住所 千葉市中央区市場町1番1号 電話 043(223)3451</p> <p>20 Summary</p> <p>(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Toshimoto Kumagai, Governor of Chiba Prefecture</p> <p>(2) Subject matter of the contract: Electrical Installation Work (Phase 1) of Chiba Rehabilitation Center</p> <p>(3) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M., 6 July, 2023</p> <p>(4) Time-limit for the submission of technical documents: 5:00 P.M., 24 August, 2023</p> <p>(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 5:00 P.M., 24 August, 2023 (tenders submitted by mail 5:00 P.M., 24 August, 2023)</p> <p>(6) Contact point for tender documentation: Construction and Real Estate Industry Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3113</p> <p>入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和5年6月20日</p> <p>千葉県知事 熊谷俊人</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 工事項 千葉県千葉リハビリテーションセンター空調設備工事(第1期)</p> <p>(2) 工事場所 千葉市緑区誉田町</p> <p>(3) 工期 令和9年5月31日まで</p> <p>(4) 工事の概要</p> <p>ア 目的 千葉県県有建物長寿命化計画における「県有建物の整備計画」に基づき、既存施設の現地建て替えにより再整備を行う。</p> <p>イ 構造等</p> <p>(ア) 外来診療棟 鉄骨造 8階建て 延べ面積 20,190㎡</p>
--	--

<p>(イ) 仮設渡り廊下 木造 平屋建て 延べ面積 244㎡ (ウ) 受水槽ポンプ室 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 16㎡ (エ) 井水ポンプ上屋1 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 3㎡ (オ) 井水ポンプ上屋2 鉄骨造 平屋建て 延べ面積 3㎡ ウ 概要図 別に配付する工事概要図(平面図等を含む。)のとおり (5) 主要資材 空冷ヒートポンプチャラー 10基、冷温水発生機 2基、空調機 16台 (6) 予定価格 落札者決定後、公表する。 (7) 入札方法 この工事は、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。 (8) その他 ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。 イ この工事はその履行に数年度を要するものとして地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定により継続費が設定されているが、令和5年度の年割額が定められていないため、当該年度には前払金等の支払請求をすることができない。 2 入札に参加する者に必要な資格 この工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。 (1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項 ア 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。 イ 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。 ウ 代表者は、過去15年間(平成20年4月1日から令和5年6月20日まで)に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の工事対象となる延べ面積が10,000㎡以上の病院の新築(改築を含む。)又は増築に係る空調設備工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、</p>	<p>出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)があること。 エ 3者で構成する共同企業体においては、代表者を除く2者のうち1者は、過去15年間(平成20年4月1日から令和5年6月20日まで)に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の工事対象となる延べ面積が10,000㎡以上の病院の新築(改築を含む。)又は増築に係る空調設備工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)があること。 オ 代表者の出資比率は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の出資比率であること。 カ 共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2者で構成する共同企業体のときは30パーセント以上、3者で構成する共同企業体のときは20パーセント以上であること。 キ 共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書を締結しなければならない。 ク 共同企業体の構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。 ケ 千葉県経常建設共同企業体取扱要綱(平成7年11月7日制定)に基づき資格者名簿に登録された経常建設共同企業体は、共同企業体の構成員になることはできない。 (2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項 ア 千葉県における管工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められていること。 イ 管工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)に定める特定建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年4月5日制定)に基づき指名停止措置を、この工事の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から開札の時までの間、受けていないものであること。 ウ 管工事に係る経営事項審査の総合評定値(一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。)が781点以上であること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあっては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された管工事に係る客観点数が781点以上であること。 エ 一級管工事施工管理技術士又はこれと同等以上の資格(建設業法第15条第2号イに該当する資格)を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できるものであること。 オ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 (ア) この工事に係る設計業務等の受託者</p>
--	---

<p>商号 株式会社山下設計 所在地 東京都中央区日本橋小網町6番1号</p> <p>(イ) 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者</p> <p>a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> <p>カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>キ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。</p> <p>ク この工事の入札日から起算して6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。</p> <p>ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが行われている者については、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。</p> <p>コ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。</p> <p>3 総合評価に関する事項</p> <p>(1) 総合評価の方法</p> <p>ア 評価方式は、標準型とする。</p> <p>イ 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を50点とする。</p> <p>ウ 「加算点」の算出方法は、(2)アの表の評価項目に基づき評価を行った結果得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち最も高い者に50点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。</p> <p>エ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」との合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。</p> <p>(2) 価格以外の評価点の算定方法</p> <p>ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準</p> <table border="1" data-bbox="200 323 386 1347"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>配点</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 技術提案(個別 テーマの施工計画) 機器及び配管類据付</td> <td></td> <td>課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。</td> <td>各10点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	配点	評価基準	評価点	(1) 技術提案(個別 テーマの施工計画) 機器及び配管類据付		課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	各10点	<p>工事の施工管理に関する具体的な提案について</p> <p>(2) 工事全般の施工計画</p> <p>本工事における既存施設利用者等に対する施工上配慮すべき事項等の具体的な提案について</p> <p>(配点は1項目につき12点を与える。)</p> <table border="1" data-bbox="1213 1465 1731 2486"> <tr> <td rowspan="2">各10点</td> <td rowspan="2">課題に対して現地条件を踏まえており適切である。</td> <td rowspan="2">各5点</td> </tr> <tr> <td>各2点</td> <td>各0点</td> </tr> <tr> <td>各2点</td> <td>総合的な観点から優れる。</td> <td>各2点</td> </tr> <tr> <td>各2点</td> <td>総合して優れる。</td> <td>各0点</td> </tr> </table> <p>不適切である(法令違反の記載)。 無効</p> <p>イ 上記に定めのない事項に関する評価点の算定に当たっては、千葉県総合評価方式ガイドライン(令和5年5月)に基づき行うものとする。</p> <p>(3) 評価内容の担保</p> <p>「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に記載された内容について、履行状況に関する検査を行う。</p> <p>受注者の責めにより評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考查項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。</p> <p>なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。</p> <p>4 入札及び開札の日時、場所等</p> <p>資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。ただし、低入札価格調査の結果により有効な入札がなくなった場合は、入札を取りやめることとする。</p> <p>1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行うこととし、この場合は、電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、当該電子入札システムにより通知する日と同日付けで郵送により通知する。</p> <p>なお、再度入札の回数は2回とし、再度入札においても工事費内訳書の添付を必要とする。</p> <p>(1) 入札書受付期間</p> <p>令和5年8月23日(水曜日)午前9時から24日(木曜日)午後5時までに電子入札システムにより提出すること。郵送(書留郵便に限る。以下同じ。)による場合は、同日午後5時を受領期限とする。なお、電報又はファクシミリによる入札は、認</p>	各10点	課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	各5点	各2点	各0点	各2点	総合的な観点から優れる。	各2点	各2点	総合して優れる。	各0点
評価項目	配点	評価基準	評価点																	
(1) 技術提案(個別 テーマの施工計画) 機器及び配管類据付		課題に対して現地条件を踏まえており適切で優れている。	各10点																	
各10点	課題に対して現地条件を踏まえており適切である。	各5点																		
			各2点	各0点																
各2点	総合的な観点から優れる。	各2点																		
各2点	総合して優れる。	各0点																		

<p>めない。</p> <p>(2) 郵送による場合の入札書の提出場所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部建設・不動産業課契約・審査班 電話043(223)3113</p> <p>(3) 開札日時(1回目) 令和5年9月22日(金曜日)午後3時に電子入札システムにより行う。</p> <p>5 共同企業体入札参加資格審査申請及び協定書に関する事項 この工事の入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出し、資格者名簿に記載されなければならぬ。</p> <p>(1) 提出期間等 ア 期間 令和5年6月21日(水曜日)から7月6日(木曜日)まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。) イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ウ 場所 4(2)に示す場所 エ 提出部数 共同企業体の構成員が2者の場合は4部、3者の場合は5部。支店長名等で申請する場合には、年間委任状の写しを添付すること。 オ 協定書の編冊は袋とじとし、共同企業体の構成員の印鑑をもって、割印すること。</p> <p>(2) 資格者名簿への登録通知 令和5年8月3日(木曜日)に郵便をもって通知する。</p> <p>6 入札参加資格の確認等 この工事の入札に参加できる者は、5により資格者名簿に登録される共同企業体であることとする。この工事の入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を下記により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、提出期間以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は、認めない。</p> <p>(1) 電子入札システムを利用する者は、令和5年6月21日(水曜日)午前9時から7月6日(木曜日)午後5時までに資格確認資料を電子入札システムにより提出すること。</p> <p>(2) 電子入札システムを利用できない者は、資格確認資料を郵送又は託送(書留郵便と同等のものに限る。以下同じ。)により提出すること。 ア 提出期間 令和5年6月21日(水曜日)から7月6日(木曜日)まで(同日午後5時までに必着のこと。) イ 提出場所 4(2)に示す場所</p>	<p>ウ 提出部数 2部</p> <p>(3) 資格確認資料の様式 千葉県県土整備部建設・不動産業課のホームページからダウンロードして用いること。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認結果通知 令和5年8月3日(木曜日)に電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、同日付けで郵便をもって通知する。</p> <p>7 技術資料の提出 この工事の入札に参加を希望する者は、技術資料を下記により提出しなければならない。</p> <p>なお、提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は、認めない。</p> <p>(1) 電子入札システムを利用する者は、令和5年8月23日(水曜日)午前9時から24日(木曜日)午後5時までに技術資料を電子入札システムにより提出すること。 (2) 電子入札システムを利用できない者は、技術資料を郵送又は託送により提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和5年8月23日(水曜日)から24日(木曜日)まで(同日午後5時までに必着のこと。) イ 提出場所 4(2)に示す場所 ウ 提出部数 2部(電子データを収納したCD-R等の記録媒体を併せて提出すること。)</p> <p>(3) 技術資料の様式 千葉県県土整備部技術管理課のホームページからダウンロードして用いること。</p> <p>8 契約条項等を示す場所 この工事に係る入札説明書、契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)の縦覧及び交付を次のとおり行う。</p> <p>(1) 縦覧期間 令和5年6月20日(火曜日)から8月22日(火曜日)まで(県の休日を除く。) (2) 縦覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで (3) 縦覧場所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部営繕課 電話043(223)3451 (4) 縦覧の申込み 入札説明書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。希望日を考慮して、縦覧日時を指定する。 (5) 入札説明書等の交付 希望者に、次により入札説明書等を無償で交付する。ただし、希望者は未使用のCD-Rを持参し、入力済みCD-Rと交換する。 ア 申込先及び交付場所 (3)に示す場所 イ 申込方法 希望者は、令和5年6月20日(火曜日)から8月22日(火曜日)</p>
--	--

まで(県の休日を除く。)に、電話により申し込むこと。

ウ 交付期間 令和5年6月20日(火曜日)から8月22日(火曜日)まで(県の休日を除く。)

エ 交付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(6) 入札説明書等に対する質問 入札説明書等に対する質問がある場合は、入札説明書等とともに配付された様式により質問に関する書類を作成した上、これらの書類に係る電子データを収納したCD-R等の記録媒体及び電子データを印字した書類を千葉県県土整備部宮繕課長宛てに提出すること。

ア 提出日 令和5年7月7日(金曜日)

イ 提出時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出先 (3)に示す場所

質問に対する回答は、令和5年8月7日(月曜日)午後5時までに入札情報サービスに掲載し回答する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債若しくは千葉県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、工事費内訳書を電子入札システム(フアイル容量は、3.0MB以内)に収めること。)又は郵送若しくは託送により提出すること。また、再度入札を行う場合も、再度入札の額に応じた工事費内訳書を添付すること。

なお、工事費内訳書には、原則として、県の定めた様式を使用するものとする。ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の事項が記載されていることを要する。

ア 入札参加者名、工事名及び工事場所

イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額

ウ 記載を要する項目については、次の表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、更に項目の詳細を記載することは、差し支えないものとする。

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳まで
その他の工事	内訳細別(新土木工事積算大系の工事工種体系における細別)まで

(2) 工事費内訳書に千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領(平成27年3月11日制定)第5条各号に掲げる重大な不備がある場合は、入札を無効とする。

12 調査基準価格

この工事は、低入札価格調査制度が適用される工事であることから、調査基準価格を設定する。

13 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者(以下「最高評価値者」という。)を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(1) 入札価格が、千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 評価値が、基準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

14 低入札価格調査

(1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者にはその決定の通知をする。

(2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者に比して評価値が同等以上である者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります。事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。

(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して5日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならない。提出期限までに提出しない者のした入札は無効とする。

<p>(5) 調査の結果、「価格失格判定基準」以外の失格判定基準に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。なお、この工事においては、「価格失格判定基準」は定めないこととする。また、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。</p> <p>15 入札の無効</p> <p>この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、資格確認資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。</p> <p>16 配置予定技術者の確認</p> <p>(1) この工事の入札に参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、別に配付する「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」を提出すること。 また、配置予定技術者を二人以上とする場合は、技術者ごとに提出すること。</p> <p>(2) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受けると認められる技術者の配置は、認めない。</p> <p>(3) 落札者の決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。なお、配置技術者の病気、死亡、退職等の極めて特別の事情が生じたことにより発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合を除き、配置技術者の変更は認められない。</p> <p>17 苦情等の申立て</p> <p>(1) この工事の入札に参加申請をした上で資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に、書面により千葉県県土整備部建設・不動産業課長に説明を求められることができる。この場合において、千葉県県土整備部建設・不動産業課長は、その日から起算して3日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に書面で回答する。</p> <p>(2) この工事の入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に、書面により千葉県県土整備部営繕課長に説明を求められることができる。この場合において、千葉県県土整備部営繕課長は、説明を求められた日から起算して5日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に書面で回答する。</p> <p>(3) 再苦情の申立てについては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年3月25日制定)によるものとする。</p> <p>18 その他</p> <p>(1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。</p> <p>(2) 現地確認を希望する者は、次により電話で申し込むこと。なお、現地確認の回数は1企業体当たり1回とし、参加者は3名までとする。現地確認の際、工事内容に関する</p>	<p>る質疑は、受け付けない。</p> <p>ア 申込先 千葉県健康福祉部障害福祉事業課 電話043(223)2339</p> <p>イ 申込期間 令和5年6月20日(火曜日)から27日(火曜日)まで(県の休日を除く。)</p> <p>ウ 申込時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>(3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求められることがある。</p> <p>(4) 必要に応じて「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。</p> <p>(5) 提出された資格確認資料及び技術資料を公表し、又は無断で使用することはしない。</p> <p>(6) 工期は、事情により変更することがある。</p> <p>(7) 入札参加者は、特定調達契約入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。</p> <p>(8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。</p> <p>(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金の額の10分の3以上とする。</p> <p>(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金の額の10分の2以内とする。</p> <p>(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去2年以内に竣工した工事等に関して、次に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。</p> <p>ア 6.5点未満の工事成績評定を受けた者</p> <p>イ 工事完成検査等において、補修(軽微な手直し等を除く。)の必要があると発注者に認められた者</p> <p>ウ 発注者から、工事目的物の全部又は一部の引渡し後、当該工事的目的物が種類又は品質に関して契約の適合していないとして、工事請負契約に基づく補修(軽微な手直し等を除く。)若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、代金の減額又は損害賠償を請求された者</p> <p>エ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者</p> <p>オ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者</p> <p>(12) 契約締結時期</p> <p>ア この工事の契約は、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年千葉県条例第2号)第2条に該当するもの(予定価格5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約)であり、千葉県議会の議決を要する。</p> <p>イ 落札者の決定後、7日(県の休日の日数は、算入しない。)以内に仮契約を締結</p>
--	---

しなればならず、議会の可決があったときに本契約として効力を生ずる。  
ウ 本契約までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定による参加資格の制限又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置を受けた場合には、仮契約後であっても契約を締結しない。

(13) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(14) 2 (2) アに掲げる認定を受けていない者も6により資格確認資料を提出することができ、入札に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、6の確認を受けていなければならない。

(15) その他詳細は、入札説明書による。

19 問合せ先

千葉県県土整備部営繕課

住所 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043(223)3451

20 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Toshihito Kumagai, Governor of Chiba Prefecture

(2) Subject matter of the contract: Air Conditioning Equipment Construction Work (Phase 1) of Chiba Rehabilitation Center

(3) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M., 6 July, 2023

(4) Time-limit for the submission of technical documents: 5:00 P.M., 24 August, 2023

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 5:00 P.M., 24 August, 2023 (tenders submitted by mail 5:00 P.M., 24 August, 2023)

(6) Contract point for tender documentation: Construction and Real Estate Industry Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3113

購読料 本号(別冊を含む。) 一部 一一五円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二二三)二六五八

購読申込先